

平成24年第2回行方市議会定例会は、6月5日から15日までの11日間の会期で開催しました。

本会議では、条例改正案や補正予算案など9件が市長から、また、意見書案1件が議員から上程され、いずれも原案のとおり、全会一致で可決しました。

6月定例会  
6月5日～15日

## 平成24年度補正予算（1回）

一般会計 3億3,465万5,000円

<主な内容> ※児童手当支給事業 / 4億6,523万5,000円  
子ども手当支給事業 / △4億6,586万円  
再生可能エネルギー導入事業 / 2,860万円  
農業体質強化基盤整備促進事業 / 3億925万円  
筑波大学・行方市包括連携委託料 / 40万円  
狭あい道路整備等促進事業 / △500万円  
道路改良舗装事業 / △2,000万円  
河川改修事業 / △800万円  
観光施設災害復旧事業 / 2,940万円

※ 4月から子ども手当が廃止され、児童手当へ変更されるのに伴い補正されました。

平成24年度一般会計補正予算を可決

約3億円を増額

### 補正予算に計上された新事業

#### 再生可能エネルギー導入事業

災害時に避難施設となる学校など5ヶ所の公共災施設に太陽光発電設備と蓄電設備を設置します。



#### 第2回定例会の経過

〔6月〕

5日 本会議

・開会

・会期の決定

・諸般の報告

・議案の上程、説明、  
質疑、討論、採決

（補正予算）

・繰越明許費繰越計算

書の報告

6日 休会（議事整理）

7日 本会議

・一般質問（3議員）

8日 本会議

・一般質問（4議員）

9～14日 休会（議事整理）

15日 本会議

追加議案

市長提出

・議案の上程、説明、  
質疑、討論、採決（条  
例改正・市道認定・  
契約）

議員提出

・議案の上程、説明、

市長が提出した議案等

## 条例

### 一部を改正

■行方市印鑑条例の一部を改正する条例

平成24年7月9日から外国人に住民基本台帳が適用されるため、条例の一部を改正しました。

■行方市手数料条例の一部を改正する条例

平成24年7月9日から外国人登録法が廃止されるため、条例の一部を改正しました。

■行方市長寿祝金に関する条例の一部を改正する条例

平成24年7月9日から外国人に住民基本台帳が適用されるため、条例の一部を改正しました。

■行方市下水道条例及び行方市農業集落排水事業に関する一部を改正する条例

平成24年7月9日から外国人に住民基本台帳が適用されるため、条例の一部を改正しました。

■行方市税条例の一部を改正する条例

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の改正に伴い、条例の一部を改正しました。

## 報告

■専決処分の報告について

行方市の職員が公用車を運転中に起した車両との接触事故について、相手方の車両に対する損害賠償額を31万1,000円と定め、和解し、専決処分したことについて報告を受けました。

■専決処分の報告について

行方市の職員が公用車を運転中に起した車両との接触事故に伴い、第三者である相手方が所有する用水管を損傷したことについて、損害賠償額を3万5,515円と定め、和解し、専決処分したことについて報告を受けました。

平成23年度の歳出予算の経費を平成24年度に繰り越したので、地方自治法施行令の規定に基づき、市長から次のとおり報告がありました。

■一般会計繰越明許費

繰越額…9億2,317万7,000円

主な事業

- ・天王崎周辺整備支援事業
- ・道路改良舗装事業
- ・通学路整備事業
- ・玉造地区統合小学校施設整備事業
- ・道路河川災害復旧事業
- ・農林水産業施設災害復旧事業

・宅地造成事業

- ・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業
- ・庁舎・用地災害復旧事業

■農業集落排水事業特別会計繰越明許費

繰越額…1,500万円

- ・農業集落排水災害復旧事業

■特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費

繰越額…1,600万円

- ・特定環境保全公共下水道災害復旧事業

■一般会計繰越費繰越

繰越額…810万円

- ・防衛施設周辺道路整備事業

質疑、討論、採決  
(意見書)

閉会中の所管事務調査

議員の派遣

閉会

■流域関連公共下水道事業特別会計繰越明許費

繰越額…3,085万2,000円

- ・流域下水道整備事業
- ・流域関連公共下水道災害復旧事業

## ～条例改正の背景～ 住民基本台帳法に外国人が適用



平成24年7月9日から、国はこれまでの外国人登録法を廃止し、国内に居留する外国人住民が住民基本台帳法の対象にされました。

この法律の施行により、外国人住民に対しても住民票の交付などが可能になりました。

これに伴い、行方市では4つの条例について一部の改正を行いました。

## 【議会メモ】単年度会計と繰越明許費

自治体の会計は、1年ごとの単年度会計が原則です。このため、何らかの理由により年度末までに予算が支出できない場合には、翌年度に繰越することができます。

ただし、繰越できる期間は翌年度1年に限られます。

平成23年度より平成24年度に事故繰越しされた歳出予算について、地方自治法施行令の規定に基づき、市長から次のとおり報告がありました。

■一般会計事故繰越し

繰越額…1億5,955万

3,900円

主な事業

- ・県単農道整備事業
- ・道路改良舗装事業
- ・通学路整備事業
- ・麻生東小学校施設整備事業
- ・麻生小学校施設整備事業
- ・麻生中学校施設整備事業
- ・農林水産業施設災害復旧事業
- ・学校教育施設災害復旧事業

工事請負契約の締結

■工事請負契約の締結

①麻生東小学校大規模改造工事

②麻生東小学校屋内運動場新築工事

・契約方法 一般競争入札

・契約方法 一般競争入札

・契約金額

3億4,650万円

・契約金額

2億4,465万円

・相手方

常総・松沢特定建設工事  
共同企業体

・相手方

株木・藤崎特定建設工事共  
同企業体

代表構成員

茨城県神栖市賀2108  
番地8

代表構成員

茨城県水戸市吉沢町31  
1番地1

常総開発工業 株式会社  
代表取締役 石津健光

株木建設株式会社茨城  
本店  
取締役常務執行役員本店

構成員

茨城県行方市小高21  
9番地の1

長 木元由孝  
構成員

松沢建設株式会社  
代表取締役 松沢弘美

茨城県行方市新宮745  
藤崎建設工業 株式会社  
代表取締役 藤崎政行

・工期

議決日(平成24年6月15日)  
の翌日から平成25年2月15  
日まで

・工期

議決日(平成24年6月15日)  
の翌日から平成25年2月15  
日まで

【議会メモ】 事故繰越し

事故繰越しは、年度内に支出負担行為を行い、その後の「避けがたい事故」のため年度内に支出が終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用することをいいます。

注) 避けがたい事故  
地震・台風・豪雨による土砂災害などを含む

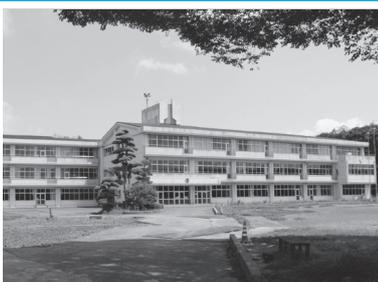
平成25年度開校に向けて  
麻生東小学校大規模改造工事の目的は？

平成25年度に開校予定とする麻生東小学校には、旧麻生第一中学校の施設が利用されます。

「建物が使えないのに、何を改造するの？」と思う人もいるでしょう。

本来、中学校の内装などは中学生の体格に合わせて設計・建築されています。小学生が使つためには、トイレや手洗い場など、高さや大きさを工夫し調整する必要があります。

この大規模改造工事を行うことで、伝統ある校舎が新しい小学校に生まれ変わります。



平成25年4月の開校準備が進む麻生東小学校

その他

■行方市道路線の認定

行方市玉造地区の市道(玉)2524号線を新たに認定しました。

討論

賛成

・周辺地域の発展に必要な路線であり、用地の取得を前提に認定した方が良い。

・議会で事前に道路認定した方が、今後の用地取得がスムーズに進められる。

反対

・土地の取得が有償・無償のどちらになるか決まってから認定する方が良い。

・土地の分筆登記をしてから認定した方が良い。

討論終了後に全会一致で可決

～ 住民生活の安全を守る ～

# 百里基地関係施策の充実強化に 関する意見書を国の関係機関に提出

議員が提出した議案

行方市が隣接する航空自衛隊百里基地の騒音対策、安全遵守や基地対策予算の充実を図るため、次の意見書が提案され可決しました。

提案者

岡田晴雄 議員 外6名

■百里基地関係施策の充実強化に関する意見書（全文）

本市は、昭和41年に航空自衛隊百里基地が開設してから今日まで基地に隣接する地域として、国防や防災における基地の役割を理解し、基地の運用に多大な貢献をしてきた。また、基地の南東に位置する本市は、日常的に行われる戦闘機等の離発着訓練のコースとなつているため、市の北西部にあたる玉造地域を中心に深刻な騒音被害がもたらされている。

近年、飛行中の戦闘機等からの部品落下など地域住民の安全を脅かす事例も多く報告されているため、これまで以上に安全面の十分な対策が必要とされる。

現在、国家補償的性格を有する基地周辺対策経費が交付されているが、基地と周辺地域住民の調和・共存のため、今後も確実な予算確保が求められる。

よって、国においては、十分な情報提供と地域住民の安心・安全対策を充実させるため下記事項について強く要望する。

① 防音工事第一種区域の基準である75Wを見直し、市内の助成地区を拡大するとともに、住宅防音工事対策を講じること。

② 航空機事故を防止するとともに、基地運用に関し安全確保を徹底し、万一事故が発生した場合は、速やかに情報提供すること。

③ 調整交付金を増額し、並びに基地周辺対策経費を削減することなく、所要額を確保すること。

〔提出先〕

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、防衛大臣



## ～ 議会へ請願・陳情される方へ ～

○請願・陳情とは、市民が市政についての要望や意見を直接「議会」に提出する方法です。

※請願書（陳情書）はその要旨、理由を簡単に分かりやすく書いてください。

※提出年月日、提出者の住所、氏名を書いて押印してください。

※請願書は、1人以上の紹介議員が必要で、表紙に自筆による署名及び押印が必要です。

※紹介議員が見つからないときは、陳情書としてください。

※道路等は簡単な地図、略図、図面等を付けてください。

（表紙例）

請願（陳情）書

紹介議員  
署名 印

（内容例）

〇〇〇についての請願  
（陳情）

1. 要旨  
2. 理由

平成 年 月 日  
請願（陳情）者の住所  
氏名 印

行方市議会議長 殿

### 【用語解説】 意見書

意見書とは、市政の発展に必要な事柄の実現を、国や県など関係機関に要請するため、地方自治法第99条に基づき、市議会の意思を決定し、表明したものです。

議会で可決された意見書は速やかに関係機関に送付されます。